

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四九七
- 農地法第四十一条第二項において準用する同法第三十九条第一項の規定により裁定をした件二件 四九七
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 四九九
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四九九
- 地域森林計画の変更案を定めた件四件 四九九
- 浸水想定区域を指定した件 五〇〇
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件二件 五〇〇

告 示

福島県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年十月十七日から同年十一月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）エイトプロ福島本内店 福島県福島市本内字北町裏九番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 - 1 交通に係る事項

- (一) 北側市道の出入口について別途協議すること。
- (二) 上記のほか、道路法第二十四条及び三十二条工事がある場合は別途協議すること。

2 廃棄物に係る事項

- (一) 事業活動に伴って発生する廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し、極力再生利用を図ること。
- (二) 廃棄物の処理にあたっては、適正に処理すること。

3 周辺地域の生活環境の保持に係る事項

- 開店時刻が早まり駐車場を利用することができる時間帯が拡大することで、周辺住民の生活環境に影響が生じることが無いよう、以下の点に留意すること。
- (一) 荷捌きや車両のドアの開閉等により生じる騒音に、十分配慮すること。
- (二) 始業前の深夜・早朝にトラック等の車両を待機させる場合には、駐車位置を周囲の住居から距離を確保するなど、十分に配慮すること。
- (三) 来店客の車のアイドリング音、空ぶかし、カーステレオ等が周辺住民の生活環境を脅かすことの無いよう、注意喚起に努めること。

4 街並みづくりに係る事項

- 大規模小売店舗届出書十九頁添付図七および二十三頁添付図十一記載の規制地域について
 - (一) 規制地域・準工業地域・第一種普通規制区域に訂正をお願いします。
 - (二) 屋外広告物に関して、図面等を用いて事前協議をお願いします。
 - (三) 第一種普通規制区域における建植広告板の高さは十三メートル以下となります。
- 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百二十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和五年六月二十一日付けで公益財団法人福島県農業振興公社（福島県農地中間管理機構）から申請のあった農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関して、令和五年八月二十四日付けで次のとおり裁定した。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目	面積（平方メートル）
南会津郡只見町大字梁取字下川原	四七	田	五〇〇
同 郡同 町大字只見字寺	四二二	畑	三一四
- 二 利用権の内容 水稲及びそば
- 三 利用権の始期及び存続期間

1 始期 令和五年九月一日
2 存続期間 一五年

四 農地の所有者等に係る情報
田については登記名義人の死亡のため、畑については破産手続の終結のため、所有者等を確知することができず、農地法第三十三条第二項で準用する第三十二条第三項の規定による公示を行ったものの、所有者等からの申出はなかった。

五 借賃に相当する補償金の額 六〇、二一〇円

六 補償金の支払の方法
当該利用権の始期までに福島県方法務局若松支局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

福島県告示第六百二十九号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、令和五年六月三十日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から申請のあった農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関して、令和五年九月四日付けで次のとおり裁定した。
令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積
所在 地番 地目 面積(平方メートル)

- 耶麻郡警梯町大字赤枝字倉石 一一九番 田 二、六三四
- 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二三番 田 七五六
- 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二四番 田 一、八五九
- 同 郡同 町大字赤枝字倉石 一二五番 田 一、九六八

二 利用権の内容 畑として利用

三 利用権の始期及び存続期間
1 始期 令和五年一〇月二五日
2 存続期間 五年

四 農地の所有者等に係る情報
いずれの農地も登記名義人の死亡のため所有者等を確知することができず、農地法第三十三条第二項で準用する第三十二条第三項の規定による公示を行ったものの、所有者等からの申出はなかった。

五 借賃に相当する補償金の額 二八、〇八五円

六 補償金の支払の方法
当該利用権の始期までに福島県方法務局若松支局に補償金を供託すること。

(農村振興課)

公 告

公告第九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の 種類	肥料の 名称	保証成分量(%)			その他の 規格	氏名又 は名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			窒素 全量	りん 酸全 量	加里 全量				
761	なたね 油かす 及びそ の粉末	粒状な なたね油 粕	5.0	2.0	1.0	該当な し。	片倉コー プアグ ラ株式 会社	東京 都千 代田 区九 段北 一丁 目8 番10 号	令和11 年10月 15日
762	なたね 油かす 及びそ の粉末	べっし トなた ね油粕	5.0	2.0	1.0	該当事 項なし。	天龍資 材有限 会社	茨城 県土 浦市 中都 町一 丁目 5508 番地	令和11 年10月 15日

(農業総合センター)

公告第九十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 秋山 邦夫

同 榎田 耕平

同 高木 昭一

同 小宅 光明

同 鈴木 正博

同 澤田 元一

同 蛭田 結城

同 大平 一男

同 蛭田 賢一郎

就任した役員

役別 氏名

理事 秋山 邦夫

同 榎田 耕平

同 高木 昭一

同 小宅 光明

同 鈴木 正博

同 皆川 八三

同 小峯 義朗

同 大平 一男

同 蛭田 賢一郎

同 油座 純生

住所

いわき市山田町蔵ノ内一一番地

同 市沼部町鹿野二八番地

同 市佐糠町東一丁目一〇番地の二

同 市沼部町石畑三二番地の二

同 市江畑町塙二六番地

同 市田人町旅人字井戸沢五番地

同 市川部町富沢一三番地

同 市富津町前鮫六九番地

同 市山田町梅平四二番地

いわき市山田町蔵ノ内一一番地

同 市沼部町鹿野二八番地

同 市佐糠町東一丁目一〇番地の二

同 市沼部町石畑三二番地の二

同 市江畑町塙二六番地

同 市山田町寺作三五番地

同 市富津町内六三番地

同 市富津町前鮫六九番地

同 市山田町梅平四二番地

同 市山田町井上二七番地の五

(農村計画課)

公告第二〇二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和五年十月十七日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福

鳥取県農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二〇一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和五年十月十七日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二〇二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和五年十月十七日から同年十一月十六日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二〇三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

令和五年十月十七日から同年十一月十六日まで
縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部、福島県相双農林事務所富岡林業指導所及び福島県いわき農林事務所森林林業部
(森林計画課)

公告第二百四号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、銀山川、山入川及び野尻川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

公告第二百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画市場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二百六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、富岡町から富岡都市計画汚物処理場の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

令和五年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県相双建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)